

原子力規制委員会 更田豊志委員長様、田中知様、山中伸介様、伴信彦様、石渡明様

原子力規制庁 荻野徹長官様、片山啓次長様、規制庁職員の皆様

## 抗議・申入・質問書

# 原子力規制委員会は六ヶ所再処理工場の審査合格を認めないで！

2020年5月13日 再稼働阻止全国ネットワーク

本日の定例会議の議題1「日本原燃株式会社再処理事業所再処理事業変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめについて（案）」に驚きました。原子力規制委員会が、新型コロナウイルス感染対策で日本列島が大変な状態の折に、1993年に着工し24回も完成できずにきた全く「不要不急」であるばかりか、誰もが非常に危険で稼働すべきでないと考えている六ヶ所再処理工場について、その適合性審査合格を論じようとしているとは！

私たちは、六ヶ所再処理工場は直ちに不合格として稼働を認めないことを強く要望します。その理由は、1に示すように再処理は非常に危険で核のゴミ管理をしにくくするから。そして、2に示すように原子力規制委員会の基準と審査は、再処理工場に対しても他の原発に対すると同様に緩やかに過ぎ合理性を欠いていると考えるから。

### 1 再処理は「死のサイクル」の終着点

再処理については多くの専門家がその危険性を指摘している。ここでは、「下北半島六ヶ所核燃料サイクル施設批判」（高木仁三郎、七つ森書館1991年）から、ほんの一部を紹介する。

#### (1) 要約

再処理工場が各種の核施設のなかでも、とびきり多くの危険性を潜在的にもつものであることは、おそらくほとんどの人の一致するところでしょう。とりわけ、六ヶ所再処理工場は、使用済み燃料の年間処理能力が800トン（ウラン換算）という、世界最大級の工場であり、その立地上の不適さも加わって、日常的な放射能放出という点からも巨大大事故の可能性という点からも、最大級の危険性をもつものであり、世界的に憂慮の声が多く上がっています。にもかかわらず、事業者側の申請書では、信じられないほど甘い危険性評価しかなされておらず、またその資料に基づいて現在進められている安全審査でも、「安全上問題はない」とゴーサインが出ることは、これまでの経過からみて確かでしょう。

この第IV部では、そのような事業者側の甘い評価のカラクリを、その内側に踏み込んで徹底的に解明します。そして、その工場が日常的に空・海にたれ流す放射能によって、住民と農作物（農民）、海産物（漁民）が深刻な被害（事業者側の評価の100倍以上もの汚染と被曝）を受ける可能性があることを指摘します。さらに、独自の事故想定と計算によって、最大級の事故が起こった場合には、青森県下は全域にわたって壊滅的な打撃を受け、気象条件次第では放射能の影響は、遠く首都圏の人たちにも許容線量以上の被曝をもたらすほどに広がることを明らかにします。

#### (2) 再処理工場の問題点

○再処理は、各工程において、大量の気体・液体・固体の猛毒性放射性廃棄物が発生し、その一部は直接、大気や海洋の環境中に放出する

○再処理工場は、地上の核施設の中でも最大級の放射能取扱い施設であり、化学工場であり、環境汚染の源。

○再処理工場の最大の問題はなんといっても、環境に対する放射能の放出量の大きさ。大型原発に比べてさえ、再処理工場の放射能放出が大きく”たれ流し”。

○六ヶ所再処理工場で大事故が起こったら、永遠に日本の土地の多くとその上に生きる生命を失うことになる。例：ヨーロッパ中央部で起こったら何千万人という死者（IRS-290報告）。

○ドイツのヴォツカースドルフ再処理工場の計画崩壊（1989年）が示すように、再処理に経済性はない。運動が強く、国の規制もしっかりしていれば、再処理工場など、経済的に成立しない。

○六ヶ所再処理工場計画は最初からか、途中からかは別にして、ダミー計画と化し、電力会社にと

って真に欲しいのは使用済み燃料置き場（再処理工場のプール部分）のみ。六ヶ所再処理工場は、文字通り、原発のゴミため以外の何物でもない。

## 2 原子力規制委員会の基準と審査は？

30年前の高木仁三郎の予言は30年間で実証され、六ヶ所再処理工場は24回も完成延長をして稼働できないでいる。今回、原子力規制委員会が適合性審査合格とするのであれば、1で述べた総ての問題に対して、きっちりと説明できないといけない。

以下に、質問する。

### (1) 新規制基準は30年前とどこが違う？

イチエフ事故を経験し、新たに独立した規制行政組織として発足した原子力規制委員会が、「核燃料施設等に係る新規制基準」を策定した。そこに書かれた次のポイントについて具体的に以前と何が変わったかを説明願いたい。

1. 取り扱われる核燃料物質の形態や施設の構造が多様であることから、それらの特徴を踏まえて、施設毎に基準を策定。（いわゆるgraded approach）
2. 深層防護の考え方に基づく対策を要求。
3. 再処理施設及び加工施設については、「重大事故」対策（シビアアクシデント対策）に係る基準を整備。
4. 試験研究用原子炉施設については、事故時に及ぼす影響の大きさに応じて、「設計基準事故に加えて考慮すべき事故」への対策を要求。
5. 廃棄物埋設施設については、管理期間中の適切な管理及び定期的な評価、管理を終了する段階における安全性の評価を要求するなど、後段規制における管理を強化。
6. 基準の策定に当たっては、IAEAの安全要件等に示された考え方を取り入れたほか、各国の規制基準を参考にした。この結果、国際的な基準と比較しても、遜色のない規制基準となっている。

### (2) 審査で安全になったか？

日本原燃は、六ヶ所再処理工場の適合申請を2014年1月に提出した。その後6年間の審査の概要を教えてください。提出文書の不備はともかく、原子力規制庁はどのような問題を指摘して再処理工場の安全性を高めたのか？

そして、1で述べた多くの六ヶ所再処理工場の問題点をどれだけ払拭出来たのか詳細に説明願いたい。

### (3) 六ヶ所再処理工場の立地の問題

六ヶ所再処理工場の立地の問題を問う。これらについて、原子力規制庁はどのように安全性を担保するのか？

○六ヶ所には核燃料施設が集中している。集中立地による弊害についてどれだけ確認したのか？

○六ヶ所村周辺には、米軍及び航空自衛隊三沢基地・陸上自衛隊基地・海上自衛隊基地がある。安全性は担保できるのか？

過去の航空機事故（F16は1986年から1990年までに9回の事故を記録）について、どのように評価したのか？

○地盤の弱さの評価

前述の本の中で、地質学者生越忠さんが六ヶ所再処理工場周辺施設は「地盤が悪く、地震にも弱い施設」と指摘している。この問題をどうクリアしたのか？

○日本海溝・千島海溝地震「岩手津波30m」（本年4月21日内閣府発表）が来たらどうなる？

以上、縷々述べたように、六ヶ所再処理工場の適合性審査合格は絶対に容認できない。